

三郷中央一体型特定土地区画整理事業に伴う

# 町名地番変更のしおり

平成**27**年**1**月**31**日(土)から  
あなたの住所が変わります

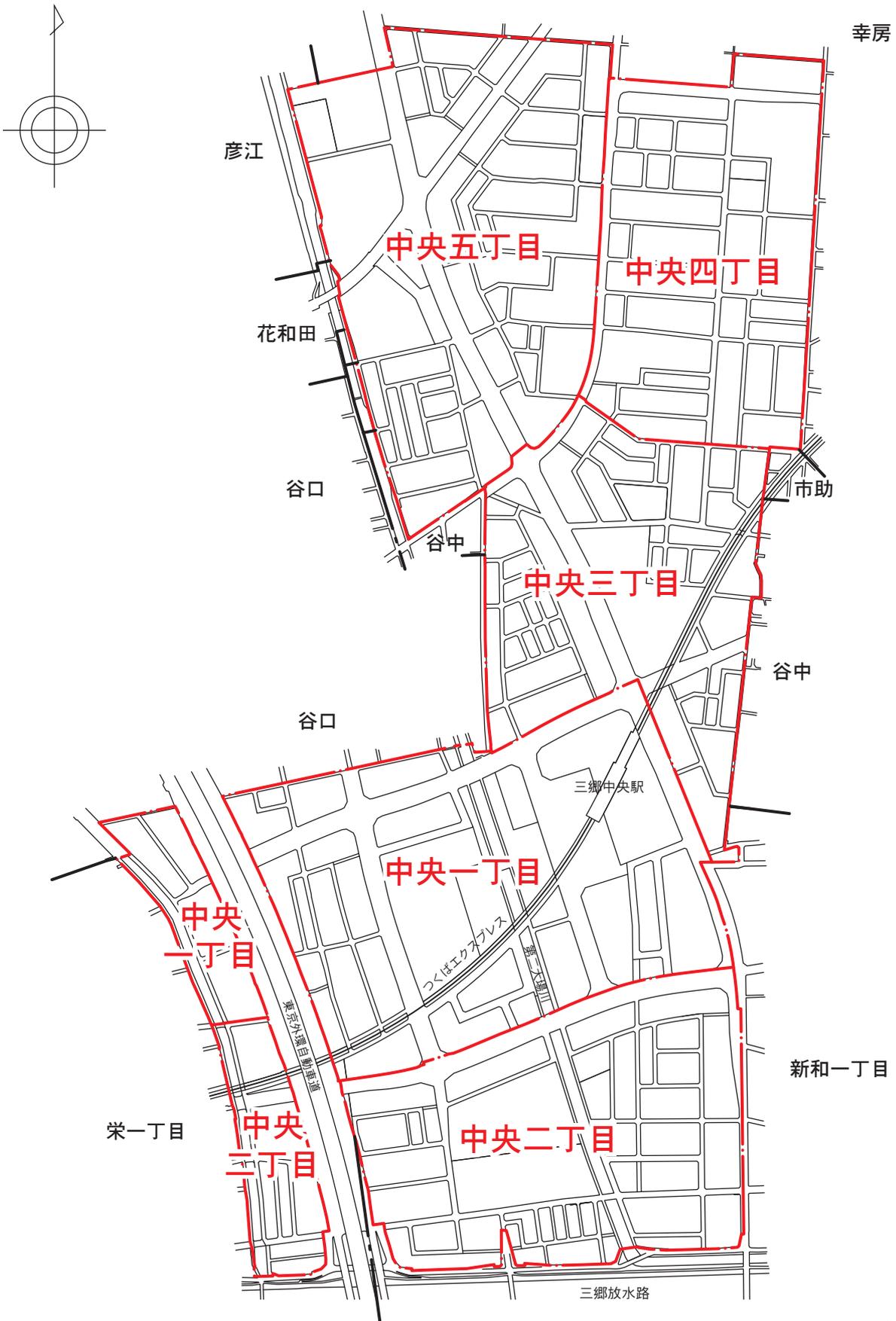


**三郷市役所** 企画総務部 総務課

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648番地1

TEL 048-930-7750

# 新町名・町界図



# はじめに

平成10年3月より施行されてきました草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業は、平成27年1月30日に換地処分公告を迎えることとなりました。これに伴い、施行地区では町の名称と区域が変更され、地番が整理（変更）されます。

これにより、施行地区にお住まいのみなさまの住所や、事業所の所在地の表し方が、平成27年1月31日（土）から変更されます。

整備された道路等に合わせた新しい町名地番に変更することで、お住まいの方の住所がわかりやすいものとなります。

この手引きでは、新しい住所等の表し方や、必要となる主な手続きについてご案内いたします。

※各種の住所変更の手続きは、変更日（1月31日）以降に行ってください。

## 目 次

新町名・町界図	1
はじめに	2
1 今回お届けするもの	3
2 新しい住所等の表し方	4
3 郵便番号について	4
4 住所変更の手続きについて	5
① 住所変更手続きの必要のないもの	5
② みなさまに住所変更の手続きをしていただくもの	6
5 登記手続きについて	10
6 住所変更通知用のはがきについて	13
7 その他	14
8 関係機関案内	15

# 1 今回お届けするもの

町名地番変更のしおり	・住所変更手続きや登記申請の方法等を説明した冊子（現在ご覧いただいているもの）です。
住所変更通知書 （1世帯10枚）  ※A4サイズ・2面割付で作成してありますので、必要に応じて切り離してお使いください。	・住所変更通知書には、変更前の住所と変更後の新しい住所が記載されています。 <b>変更日（平成27年1月31日）以降は、新しい住所をお使いください。</b> ・通知書は、変更日以降、住所変更の証明書として、各種の手続きに使用できます。 枚数が不足する場合は、変更日以降、市役所市民課（法人は市民税課）にて、住所変更証明書を無料で発行します。
住所新旧対照案内図	・新しい町界、町名、新・旧住所等を表した案内図です。
住所変更のお知らせ用はがき （1世帯50枚）	・新しい住所を知人・取引先などにお知らせするもので、日本郵便(株)が発行する <b>無料はがき</b> です。詳しくは13ページをご覧ください。 ・ご不明な点や、配付されたはがきの枚数が不足する場合は、下記へご相談ください。 日本郵便(株) 三郷郵便局 三郷市谷中14番地9 (1/30まで) 三郷市中央五丁目2番地1 (1/31以降) TEL 048-952-2878
登記申請書	・不動産所有者等の住所変更登記に使用する書式です。詳しくは10ページ以降をご覧ください。

## 2 新しい住所等の表し方

住所等の表し方は、次のように変更となります。

### 住所 及び 本籍

…… 町名と番地が新しくなります。

変更前

三郷市 谷中 3 6 5 番地

⇒

変更後

三郷市 中央一丁目 1 番地 1  
新町名 新番地

### 不動産 (土地・建物)

…… 町名と地番が変わり、字 (あざ) が廃止されます。

変更前

三郷市 谷中字三尺上 3 6 5 番 (地)

⇒

変更後

三郷市 中央一丁目 1 番 (地) 1  
新町名 新地番

※ 土地の地番は「番」、建物の所在地は「番地」で表します。

## 3 郵便番号について

新町名の郵便番号は、以下のとおりです。

中央一丁目～中央五丁目      3 4 1 - 0 0 3 8

## 4 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所・法務局などが住所の書き換えを行うものと、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがあります。

それぞれ主なものをご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

### ① 住所変更手続きの**必要がないもの**

市役所	住民票（住民基本台帳） 電子証明書 戸籍の表示・戸籍の附票（一部の方を除きます。対象の方には個別に通知します） 選挙人名簿 印鑑登録原票 土地、家屋課税台帳 児童手当台帳 市県民税課税台帳 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の所有者の住所 恩給を受けている方の住所 国民年金・厚生年金の給付を受けている方の住所 ※今回の住所変更後、3ヶ月以上経過しても日本年金機構からの郵便物が変更前の住所で送られた場合は、越谷年金事務所（TEL 048-960-1190）へお問い合わせください。…………など
法務局	土地登記簿（表題部の所在欄のみ）・建物登記簿（表題部の所在欄のみ） ※所有名義人などの住所はご本人の申請があるまで変わりません。詳しくは10ページ以降をご覧ください。
公共サービス	NHK NTT（固定電話） 東京電力 東京ガス 郵便 水道 ※「使用水量のお知らせ」等に記載のある住所・水栓所在地等が住民基本台帳上の住所と違う場合はご連絡ください。（三郷市水道部業務課 TEL 048-952-7101）
その他	旅券（パスポート） ※最終ページに住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所を記入してください。

### ■ 新しい住所に書き換えた証書等が自動的に送付されるもの

		担当課	問い合わせ先
市役所	国民健康保険被保険者証	国保年金課	TEL 048-930-7703（国保）
	後期高齢者医療被保険者証	長寿いきがい課	TEL 048-930-7789（後期）
	介護保険被保険者証		TEL 048-930-7792（介護）

## ② みなさまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下の表に記載されているものは、法令等により、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要があります。

一部の手続き（法人の変更登記等）を除いて明確な期限はありません。みなさまのご都合にあわせて手続きをしてください。なお、手続きができるのは**平成27年1月31日以降**となりますのでご注意ください。

手続きには「住所変更通知書」が必要となるものがあります。配付された枚数が不足する場合は、変更日以降、市役所市民課（法人の場合は市民税課）にて無料で発行する「住所変更証明書」が、住所変更通知書と同様に使用できます。

また、「本籍変更証明書」が必要な方は、変更日以降、市役所市民課にて無料で発行します。

### ■ 自動車関係

《各手続きは変更日(1月31日)以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届 出 先	必要書類など	期 限
運転免許証の住所、本籍の変更	吉川警察署 三郷市上彦名144-3 TEL 048-958-0110	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・住所変更通知書または住所変更証明書</li> <li>・本籍変更のお知らせまたは本籍変更証明書(本籍変更がある場合)</li> </ul> ※本籍変更のお知らせは、平成27年2月上旬に発送予定です。	お早めに変更手続きをしてください。(更新時でも可)
軽自動車の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	軽自動車検査協会 埼玉事務所春日部支所 春日部市下大増新田 字東耕地115-1 TEL 050-3816-3113	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査証記入申請書(申請書は有料です。)</li> <li>・住所変更通知書または住所変更証明書</li> <li>・使用者の印鑑</li> <li>・車検証</li> </ul> ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要です。(法人の場合は代表者印)	お早めに変更手続きをしてください。
自動車・オートバイ(125cc超)の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 春日部市大字増戸723-1 TEL 050-5540-2028 (テレホンサービス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査証記入申請書(申請書は有料です。)</li> <li>・通知書または住所変更証明書</li> <li>・使用者の印鑑</li> <li>・車検証(軽二輪は届出済証と自賠責保険証)</li> </ul> ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要です。(法人の場合は代表者印)	お早めに変更手続きをしてください。

## ■ 住民登録等

《各手続きは変更日(1月31日)以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届 出 先	必要書類など	期 限
住民基本台帳カード(写真付き)の住所変更	市役所市民課 TEL 048-930-7701	・住民基本台帳カード ※カード交付の際に設定した4ケタの暗証番号が必要です。	お早めに変更手続きをしてください。
在留カード等の住所変更(希望者)	市役所市民課 TEL 048-930-7700	・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書	手続きに期限はありません。

## ■ 保険・年金関係

《各手続きは実施日(1月31日)以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届 出 先	必要書類など	期 限
厚生年金被保険者の住所変更	勤務先	各勤務先に確認して住所変更の手続きをしてください。	お早めに変更手続きをしてください。
共済年金被保険者の住所変更	各共済組合		
国民年金第3号被保険者の住所変更	配偶者の勤務先		
共済年金の給付を受けている方の住所変更	各共済組合	各共済組合に確認して、住所変更の手続きをしてください。	お早めに変更手続きをしてください。

## ■ 医療・福祉関係

《各手続きは変更日(1月31日)以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届 出 先	必要書類など	期 限
生活保護受給者の住所 変更	市役所生活ふくし課 TEL 048-930-7777	・生活保護受給者証 ・印鑑	お早めに変更手続 きをしてください。
身体障害者手帳の住所 変更	市役所障がい福祉課 TEL 048-930-7778	・身体障害者手帳 ・印鑑	
療育手帳の住所変更		・療育手帳 ・印鑑	
障害福祉サービス受給 者証の住所変更	市役所障がい福祉課 TEL 048-930-7779	・障害福祉サービス受給 者証	住所変更後も引き 続きそのままの状 態で使用すること ができます。 なお、1月31日以 降に担当課にお持 ちいただければ、新 しい住所に書き換 えて再交付いたし ます。
精神保健福祉手帳の住 所変更		・精神保健福祉手帳 ・印鑑	お早めに変更手続 きをしてください。
自立支援医療受給者証 の住所変更		・自立支援医療受給者証 ・印鑑	
育成医療受給者証の住 所変更		・自立支援医療受給者証 (育成医療)	
特別児童扶養手当証書 の住所変更		市役所障がい福祉課 TEL 048-930-7779	・特別児童扶養手当証書 ・印鑑
特別障害者手当、障害 児福祉手当、経過福祉 手当の住所変更	・印鑑		
重度心身障害者医療費 受給者証の住所変更	市役所子ども支援課 TEL 048-930-7781	・重度心身障害者医療費 受給者証 ・印鑑	住所変更後も引き 続きそのままの状 態で使用すること ができます。 なお、1月31日以 降に担当課にお持 ちいただければ、新 しい住所に書き換 えて再交付いたし ます。
こども医療費受給資格 証の住所変更		・こども医療費受給資格証 ・子どもの健康保険証	
ひとり親家庭等医療費 受給者証の住所変更		・ひとり親家庭等医療費受給者証 ・親(養育者)の健康保険証 ・子どもの健康保険証	
児童扶養手当証書の住 所変更		・児童扶養手当証書	
養育医療券の住所変更		・養育医療券	

## ■ 会社・法人関係

《各手続きは変更日(1月31日)以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
会社・各種法人の本店 ・支店(主たる事務所・ 従たる事務所)の所在地 の変更登記 代表者等の住所の変更 登記	本店(主たる事務所)の 所在地を管轄する法務 局  支店(従たる事務所)が 変更になる場合、その 管轄法務局	・登記申請書 ・通知書または 住所変更証明書	本店：2週間以内 支店：3週間以内

※ 会社・法人の登記手続きについては、「会社・法人等の変更登記の手引き」をご覧ください。  
「会社・法人等の変更登記の手引き」は住所変更区域内の会社・法人へ配付しています。

上記以外にも、法令等により、住所変更の届出が必要なものがあれば、それぞれ所  
定の手続きをしていただきますようお願いいたします。

また、預金通帳、携帯電話などについては、お取引の金融機関、電話会社にご確認  
ください。

## 5 登記手続きについて

### ■ 不動産(土地・建物)登記

《各手続きは登記事務停止期間終了後に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届 出 先	必要書類など	期 限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局 草加市、八潮市、三郷市内の土地・建物等については下記	①登記申請書 ②通知書または住所変更証明書 ③印鑑	※手続きに期限はありませんので、売買・贈与・抵当権の設定などの事由が生じた時に合わせて手続きされても結構です。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	さいたま地方法務局 草加出張所 〒340-0006 草加市八幡町735-1 TEL 048-936-0354~5		
<b>土地区画整理事業地内の土地・建物に関する登記事務の停止について</b> 土地区画整理事業地内の土地・建物については、換地処分の登記が完了するまで、一般の登記手続き(住所変更手続き、売買・贈与等による所有権移転登記等)や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が一定期間停止されます。			

### 登記申請書作成上の注意事項

- 次ページ以降の記載例をご参照ください。
  - 土地と建物の場合
  - 敷地権付き区分建物の場合
- 登記原因証明情報として、住所変更通知書または住所変更証明書を添付してください。  
この場合、登録免許税はかかりません。
- 文字は、直接パソコン(ワープロ)を使用し入力するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- 申請書の内容は、権利証等で確認し、正確に記入してください。
- 1枚の申請書で、複数の不動産について申請できます。
- 申請書は、他の添付書類と共に左とじにして提出してください。  
申請書が2枚になるときは、申請人又は代理人の印でつづり目に割り印してください。
- 代理人の方が手続きをする場合は委任状をお持ちください。
- 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。  
登記完了証を郵送で返送することをご希望の場合は、郵便切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

記載例① 土地と建物を同時に申請する場合

4.5cm×10.5cmの  
スペースを空けてください。

## 登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成27年1月31日 町名地番変更

変更後の事項 住所 三郷市中央 一丁目 1番地 1

住所変更後の  
所有者の住所

申請人 住所 三郷市中央 一丁目 1番地 1

氏名 **三郷太郎** ㊞

認印

捨印

連絡先の電話番号 048-000-0000

申請書提出年月日  
(手続は変更日以降)

通知書または  
住所変更証明書を添付

添付書類 登記原因証明情報 1通

平成00年00月00日申請 **さいたま地方法務局草加出張所**

提出先の法務局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表示

変更後の登記の内容を  
正確にご記入ください。

土地の表示

所在	地番	地目	地積
三郷市 中央一丁目	1番1	宅地	123.45 m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>

建物の表示

所在	三郷市 中央一丁目 1番地 1				
家屋番号	1番1	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 78.90 m <sup>2</sup>	2階 67.89 m <sup>2</sup>			

記載例② 敷地権付き区分建物の場合

4.5cm×10.5cmの  
スペースを空けてください。

## 登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成27年1月31日 町名地番変更

変更後の事項 住所 三郷市中央 一丁目 1番地 1

住所変更後の  
所有者の住所

申請人 住所 三郷市中央 一丁目 1番地 1

氏名 **三郷太郎** ㊟

認印

捨印

連絡先の電話番号 048-000-0000

申請書提出年月日  
(手続は変更日以降)

通知書または  
住所変更証明書を添付

添付書類 登記原因証明情報 1通

平成 00年 00月 00日申請 **さいたま地方法務局草加出張所**

提出先の法務局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

### 不動産の表示

変更後の登記の内容を  
正確にご記入ください。

#### 一棟の建物の表示

所在	三郷市 中央一丁目 1番地 1
建物の名称	〇〇マンション

#### 専有部分の建物の表示

家屋番号	中央一丁目 1番1の201	建物の名称	201
種類	居宅	構造	鉄筋コンクリート造1階建
床面積	2階部分	78.90 m <sup>2</sup>	

#### 敷地権の表示

所在及び地番	地目	地積	敷地権の種類	敷地権の割合
三郷市 中央一丁目 1番1	宅地	6543.21 m <sup>2</sup>	所有権	65432分の432
		m <sup>2</sup>		分の
		m <sup>2</sup>		分の

## 6 住所変更のお知らせ用はがきについて

新しい住所・郵便番号をご親戚やお知り合いの方等へお知らせいただくための、無料の「住居変更のお知らせはがき」を、日本郵便(株)より提供していただいております。

下記の記載例の要領でご記入のうえ、はがきの入っていた封筒に入れて、郵便差出箱（ポスト）か日本郵便(株)の窓口、最寄りの郵便局へお出してください。（切手を貼る必要はありません。）

なお、1世帯・事業所当たり50枚のはがきをお配りしておりますが、不足する場合は、三郷郵便局までご相談ください。

### 日本郵便(株) 三郷郵便局

三郷市谷中14番地9 (1/30まで)  
三郷市中央五丁目2番地1 (1/31以降)  
TEL 048-952-2878 (集配営業部)

### 「住所変更お知らせはがき」の記載例

#### 住所変更のお知らせ

平成27年1月31日に町名地番変更が実施され、お知り合いの方の住所が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

- ・実施日以降に郵便をお出しの際は、必ず郵便番号及び新住所をご記入下さい。
- ・お客様の住所録をご訂正下さい。

記

新住所

〒341-0038  
三郷市中央 **五** 丁目 **2** 番地 **1**  
(アパート・マンション名)  
**◎◎マンション101** 号室  
ご氏名 **三郷 太郎**

(集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書き下さい。)

住所変更通知書に記載された新住所をご記入ください。

※宛名面には、ご親戚・お知り合いの方の郵便番号、ご住所、ご氏名をご記入ください。

## 7 その他

---

### ① 学校への届出について

変更後の住所を通学している小・中学校にお知らせください。

### ② ごみの収集について

町名等の変更によってごみの収集日・集積所が変わることはありません。

なお、ごみの収集日に変更になる場合は、事前にお知らせします。

### ③ 郵便物の送付について

市役所等からお送りする各種の通知等が、事務処理の都合上、変更日以降しばらくの間、変更前の住所で郵送される場合がありますので、ご了承ください。

## 8 関係機関案内

### 三郷市役所

住所：三郷市花和田648-1

電話：048-953-1111 (代)

交通：[電車] つくばエクスプレス・三郷中央駅より徒歩15分

[バス] つくばエクスプレス・三郷中央駅より「三郷駅」「新三郷駅」「早稲田循環」「三郷市役所」「三郷駅南口」「吉川駅南口」行きで「三郷市役所」下車

### 日本郵便株式会社 三郷郵便局

住所：三郷市谷中14-9 (1/30まで)

三郷市中央5-2-1 (1/31以降)

電話：048-952-2878 (集配営業部)



### 吉川警察署

住所：三郷市上彦名144-3

電話：048-958-0110 (代)

交通：[バス] つくばエクスプレス・三郷中央駅より「吉川駅南口」行きで「吉川警察署入口」下車徒歩5分





三 郷 市

きらりとひかる田園都市みさと  
～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～